

令和 8 年度 加賀市会計年度任用職員募集案内

令和 8 年 3 月 5 日

会計年度任用職員を下記のとおり募集します。

1 募集区分・職種・募集人数・任用期間・勤務条件等

項 目	内 容
募 集 区 分	こども育成相談センター-1
職 種	専門指導員
募 集 人 数	1 人
任 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで ・採用は全て条件付で、採用後1か月間(1か月の勤務が15日に満たない場合は15日に達するまで)を良好な成績で勤務した場合に正式採用となります。
再度の任用	選考等を行った上で、再度、任用する場合があります。
就 業 場 所	こども育成相談センター
業 務 内 容	・ 2 5 年以上の教員経験を有し、かつ特別支援教育に深い知識を有する者 ・ 児童、保護者に関する心身の発達等に関する総合的な相談、助言指導 ・ 就学に関する学校へのつなぎ支援（保育から教育への継続支援）
勤 務 時 間 等	1 勤務時間 週 30時間(毎日月曜日～金曜日の1日6時間勤務) 2 始業・終業の時刻 ・ 始業 午前 8 時 3 0 分 ・ 終業 午後 3 時 3 0 分 3 休憩時間 6 0 分
休 日	土曜日・日曜日、祝日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
休 暇	1 年次有給休暇（採用月や勤務日数により、付与日数が異なります。） 2 その他休暇（加賀市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり）
給 与	1 報酬月額 176,361円 ・ 職務経験等を考慮して決定します。 ・ 再度の任用となった場合、前年度の勤続年数を給料(報酬)月額に加算します。 ※加算には上限があります。 2 諸手当 期末手当、勤勉手当、通勤手当等が支給されます。
服 務	任期中は、地方公務員法の「分限・懲戒」及び信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務等の「服務」に係る各規定が適用されます。
社会保険等	1 社会保険 健康保険（共済組合）、厚生年金保険、雇用保険が適用されます。 ※地方公務員共済組合員となります。 2 公務災害補償 公務上又は通勤による災害について補償制度があります。 3 安全衛生 年に1度、健康診断及びストレスチェックの受診があります。

2 受験資格 地方公務員法第 16 条に規定する次の欠格条項に該当する者は、選考を受けることができません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 加賀市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 受付期間 令和 8 年 3 月 5 日から令和 8 年 3 月 12 日まで

4 申込方法

- ・ 次の必要書類を下記の申込先へお持ちいただくか送付してください。
 - ・ 必要書類を持参される場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付します。郵送の場合は、申込期間内必着とします。
 - ・ 提出書類
 - ① 申込書(加賀市のホームページからダウンロードすることができます。)
 - ② 履歴書
 - ③ その他(資格要件の確認に必要な書類等があれば記載すること。)
- ※提出された書類は、一切返却しません。
※提出書類及び選考時に取得した個人情報、選考及び採用事務以外の目的には一切使用しません。

5 選考方法 面接

6 選考日時・場所 提出書類の確認後、申込者本人に連絡します。

7 選考結果 申込者本人に通知します。

8 申込先・問い合わせ先

この募集の詳細については、次のところにお問い合わせください。

〒922-0057 石川県加賀市大聖寺八間道 57 番地

加賀市 市民健康部こども育成相談センター

電話 0761-73-0229

FAX 0761-73-5083